



JRI CONSULTING SOLUTION

事業承継対策コンサルティング

2015年相続税法改正に対応した事業承継税制の
活用と円滑な「経営」の承継を支援します

株式会社日本総合研究所
リサーチ・コンサルティング部門



次世代の国づくり

1. 2015年相続税法改正の概要

2015年1月1日以降の相続等について、基礎控除の引き下げや最高税率の引き上げ等、増税された一方で、事業承継税制については適用要件緩和等、利用しやすいようリニューアルされました。

増税事項

- ①基礎控除が「5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人)」から、「3,000万円 + (600万円 × 法定相続人)」に引き下げ
- ②最高税率(取得金額6億円超が対象)が50%から55%に引き上げ

一方、事業承継税制は適用要件を緩和

	改正前	改正後(2015年1月1日以降)
経営承継相続人	親族間の承継	親族に限らず適用可能
贈与時の贈与者要件	役員でないこと	代表権を有していないこと(有給役員として残留可能)
雇用継続要件	毎年80%以上	5年平均で80%以上
利子税の負担	年2.1% 全猶予期間に対して課税	年0.9% 猶予期間5年超の場合は5年間分は免除

2. 事業承継税制の概要

非上場株式等について、一定の要件を満たし保有継続することで、最終的に納税が免除されます。大きなメリットであり、適用を検討する価値があるとされています。

一定の要件を満たすと、後継者の保有株数が発行済み議決権株式総数の3分の2に達するまでの部分で、納税が「猶予」される(相続税で80%、贈与税で100%)。

納税が猶予されている状態で、一定の場合に該当すると、納税は「免除」される。

逆に、納税猶予の適用を受けた後に適用要件から外れると、猶予打ち切りとなり、「本税+利子税」の納付義務が生じる。

猶予打ち切りとなる主な事項(※)

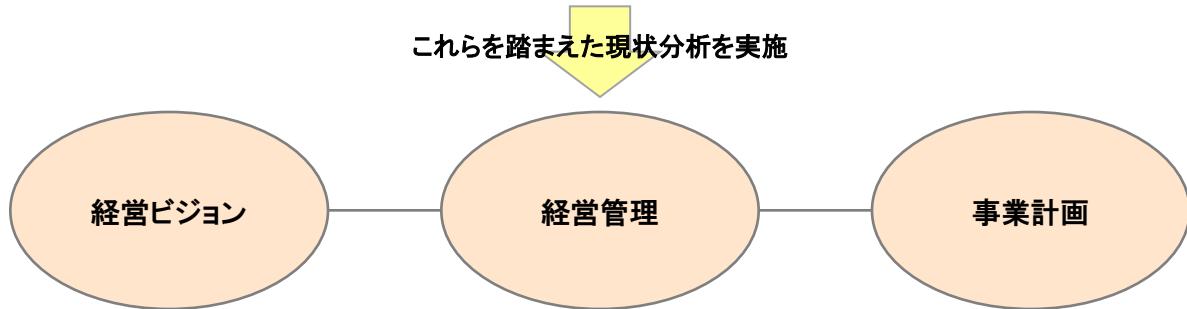
- ①特例の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等した場合(贈与を含む)
⇒ 計画的な資本政策が必要
- ②後継者が会社の代表権を有しなくなった場合
⇒ 確かな後継者の選定と育成が必要
- ③一定の基準日における常時使用する従業員の人数が、相続等時の人数の80%を下回った場合
⇒ 経営ビジョンと経営計画・経営管理が必要
- ④会社が資産管理会社に該当した場合(一定の要件を満たす会社を除く)
⇒ グループ組織構造の見直しが必要

(※)他にも納税猶予税額の納付が必要となる場合があります。

3. 円滑な「経営」承継のポイント

経営権(株式)の承継で事業承継税制のメリットを最大限に享受し、かつ円滑な「経営」承継を実現するためには、下記の考察ポイントを踏まえた長期の経営ビジョンおよびそれを実現する経営管理、事業計画が必要です。

	事業承継税制上の規定	考察ポイント
資本政策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特例対象は発行済み株式総数の2/3まで ✓ 謲渡等した場合には猶予打ち切り 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 残りの1/3はどう対応するか、第三者の資本受入や従業員持株会等は事前に実施した方が得策
人的承継	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 親族以外の承継も適用可能 ✓ 有給役員として残留可能 ✓ 後継者が代表権を失うと猶予打ち切り 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 次世代を託せる後継者候補を広く選定 ✓ 現経営トップが残留しながら候補者を育成する等、組織的・計画的な教育体制を構築
事業構造	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 5年平均で80%以上の雇用継続要件 ✓ 下回ると猶予打ち切り 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業の選択と集中、新規事業等の従業員数に大きな影響を与える事項については計画的に実施
組織構造	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資産管理会社は特例を受けられない ✓ 該当した場合には猶予打ち切り 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 従来的な相続税対策は逆効果の可能性あり ✓ 資産保有の再編等、グループ全体としての組織構造を最適化



4. 標準的な進め方

事業承継対策コンサルティングの標準的な進め方は以下のとおりです。

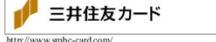
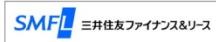


(注)弊社は税理士法第2条第1項に規定する税理士業務(税務代理、税務書類の作成および税務相談)を行いません。相続税等の税額計算については、直接税理士にご依頼ください。



ビジネスデザインコンサルティングの サービスメニュー

会社概要

経営戦略・事業戦略	シナリオプランニングによるビジョン策定 事業ポートフォリオ再構築による経営資源再配分 次世代成長戦略の策定、実行支援 討議方式による中期経営計画策定支援	■名称 株式会社日本総合研究所 The Japan Research Institute, Limited
マーケティング・ 営業改革	海外マーケット拡大戦略策定 ブランドポートフォリオ再構築 商品開発プロセス、プロモーション戦略再構築 営業プロセスマネジメントの導入	■創立 1969年2月20日
新規事業開発	事業アイデアの創出、社内ベンチャー支援 成長領域の探索、新規事業計画策定 再生エネルギー事業創出 シニアプラットフォーム事業創出	■資本金 100億円
グループ経営革新	企業価値向上に向けたグループ事業再編 M&Aにおける事業価値・企業価値評価 持株会社やシェアードサービス導入等の組織改革 グローバル連結管理会計	■従業員数 2,124名(2014年3月末現在)
経営承継・次世代リーダー養成	オーナー企業のための経営承継、次世代戦略策定 後継者と幹部人材の一体型養成プログラム(ジュニアボード方式) 次世代リーダー養成プログラム	■株主 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
IPO支援、IR支援	上場に向けての事業計画策定 エクイティIR、デットIR支援	 http://www.smfg.co.jp/
事業再生・経営改善	ビジネスデューデリジェンス 事業再生計画策定、企業再生計画策定	 http://www.smbc.co.jp/  http://www.smbc-card.com/  http://www.cedyna.co.jp/  http://www.promise.co.jp/corporate/  http://www.smfi.co.jp/  http://www.wjr.co.jp/  http://www.smbc-friend.co.jp/  http://www.smbcnikk.co.jp/

お問い合わせ先

株式会社日本総合研究所
リサーチ・コンサルティング部門 ビジネスデザイングループ
E-mail rcdweb@ml.jri.co.jp